## ○千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

旧 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 昭和61年4月1日制定 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 令和6年3月1日一部改正 令和7年6月27日一部改正 (事前協議) (事前協議) 第4条 第4条 3 第1項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には別表1に掲げる関係書類等 | 3 第1項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には別表1に掲げる関係書類等 を添付しなければならない。 を添付しなければならない。 (維持管理状況の報告) (維持管理状況の報告) 第25条 事業者等は、当該廃棄物処理施設(法第8条第1項又は令第7条各第25条 事業者等は、当該廃棄物処理施設(法第8条第1項又は令第7条各 号に規定する廃棄物処理施設を除く。)の維持管理の状況を毎日記録し、毎日に規定する廃棄物処理施設を除く。)の維持管理の状況を毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録し、毎日記録している。 年4月から翌年3月までの分を同年4月末日までに廃棄物処理施設維持管理 年4月から翌年3月までの分を同年4月末日までに廃棄物処理施設維持管理 報告書(別記第8号様式)により知事に報告しなければならない。 状況報告書(別記第8号様式)により知事に報告しなければならない。 附則 (施行期日) この要綱は、令和7年7月1日から施行する。 別表1 (第4条第3項) 別表1 (第4条第3項) 事前協議書添付書類 事前協議書添付書類 18 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査 18 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査 書の調査の計画(方法)を記載した書類(第8条及び第15条に規定 書の調査の―計画(方法)を記載した書類(第8条及び第15条に規 する廃棄物処理施設) 定する廃棄物処理施設)

# 廃棄物処理施設の構造に関する基準

旧 廃棄物処理施設の構造に関する基準

昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正

昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正

令和7年6月27日一部改正

#### 第4 最終処分場

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

- (2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等
- へ 浸出液処理設備
- (イ)浸出液処理設備は、表−5に定める排水基準に適合させることのできる (イ)浸出液処理設備は、表−5に定める排水基準に適合させることのできる ものであること。

## 表-5

項目		排水基準
有	(13) 大腸菌数	800コロニー形成単位/mL以下
害		
物		
質		
以		
外		

### 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

- 1 共通基準
- (3) 排水処理設備
- |イー中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設からの排水を公共水域等に放|イー中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設からの排水を公共水域等に放 流する場合は、その水質を表-5に定める排水基準に適合させることができる。流する場合は、その水質を表-5に定める排水基準に適合させることができる |排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこ||排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこ と。

#### 第4 最終処分場

- 4 管理型最終処分場の個別基準
  - 管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。
- (2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等
- へ 浸出液処理設備
- ものであること。

#### 表-5

項目		排水基準
有	(13) 大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下
害		
物		
質		
以		
外		

- 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設
- 1 共通基準
- (3) 排水処理設備

新	旧
	ID ID
第7 施行期日及び経過措置	第7 施行期日及び経過措置
(令和7年6月27日一部改正関係附則) 1 この基準は、令和7年7月1日から施行する。	

利
廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正

令和7年6月27日一部改正

## 旧 廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正

#### 第3 最終処分場の基準

- 1 共涌基準
- (19) 記録及び保存
- ハ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置か <mark>ハ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置か</mark> ら写真撮影し、最終処分場維持管理報告書に添付すること。
- 4 安定型最終処分場の個別基準
- (3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止
- ロ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に ロ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に 講ずるとともに、漏洩水については、表-3に掲げる項目について水質検査 を行うこと。
- 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設
- 1 共涌基準
- (15) 放流水の検査
- ロ 放流水の水質が表-3に掲げる水質に適合するよう維持管理するととも に、月1回以上水質検査を行うこと。
- 第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準
- 4 積替・保管の方法
- (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3カ月に1回以上同一の位置から写真 (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3カ月に1回以上同一の位置から写真 撮影し、廃棄物処理施設維持管理報告書に添付すること。
- 第7 施行期日及び経過措置

(令和7年6月27日一部改正附則)

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

第3 最終処分場の基準

- 1 共涌基準
- (19) 記録及び保存
- ら写真撮影し、最終処分場維持管理状況報告書に添付すること。
- 4 安定型最終処分場の個別基準
- (3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止
- 講ずるとともに、漏洩水については、表-3に掲げる項目について水質検査 を行うこと。
- 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設
- 1 共涌基準
- (15) 放流水の検査
- ロ 放流水の水質が表ー3に掲げる水質に適合するよう維持管理するととも に、月1回以上水質検査を行うこと。
- 第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準
- 4 積替・保管の方法
- 撮影し、廃棄物処理施設維持管理状況報告書に添付すること。
- 第7 施行期日及び経過措置

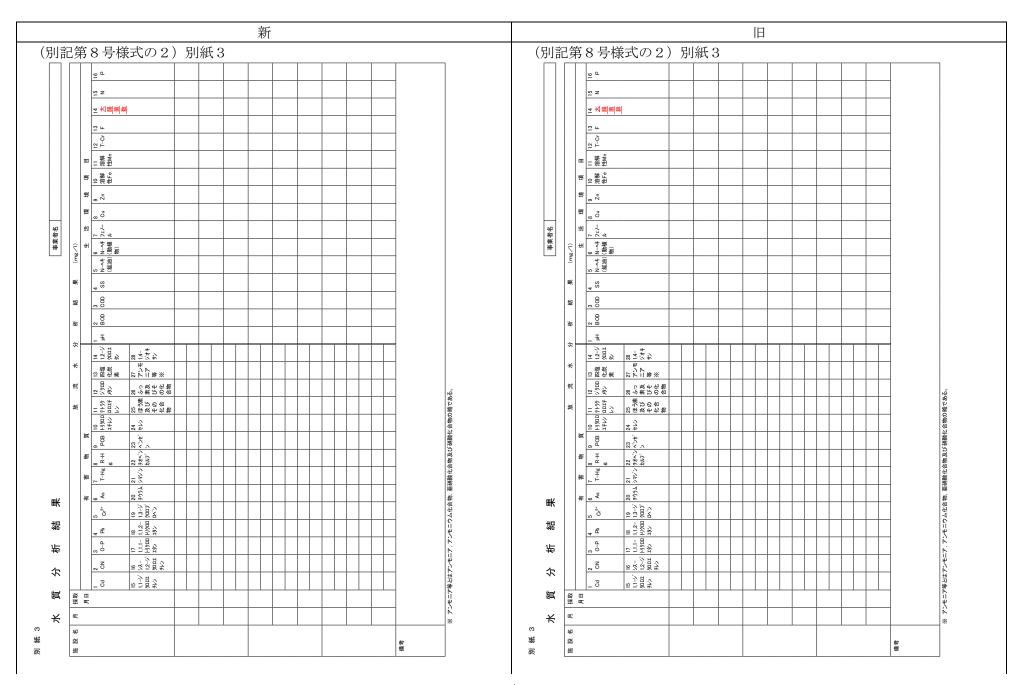
	新	旧							
表-2 廃棄物の分析項目			表-	2 廃棄物の分析項目					
含有試験については、環境	<mark>省水・大気環境局策定の</mark> 底質調査方法に、溶出試	験は環	含有	試験については、 <u>環境</u> 凡	<mark>庁水質保全局、</mark> 底質調査方法に、溶出試験は環境庁	告示			
境庁告示第13号によるこ	と。		第13号によること。						
表-3 放流水の水質検査	項目		表-3 放流水の水質検査項目						
項目	排水基準		項目		排水基準				
有 (13) <u>大腸菌数</u>	800コロニー形成単位/mL以下		有	(13) <u>大腸菌群数</u>	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下				
害			害						
物			物						
質			質						
以			以						
外			外						

	新	旧							
(別記第8号様式の1)		(別記第8号様式の1)							
別記第8号様式の1)		(別記第8号様式の1)							
	施設維持管理報告書	廃棄物処理施設維持管理報告書							
	年 月 日	年 月 日							
千葉県知事	兼	千葉県知事 様							
	住 所	住 所							
	氏 名	氏 名							
	電話番号	電話番号							
	社及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により 大況を下記のとおり報告します。 記	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により 廃棄物最終処分場の維持管理の状況を下記のとおり報告します。 記							
事 業 者 名	許可番号(	事業者名許可番号()							
所 在 地		所 在 地							
最終処分場の名称	種類( <u>遮断型</u> 管理型 安定型)	最終処分場の名称 種類(しゃ断型 管理型 安定型)							
2 所 在 地		一							
3 報告に係る期間	年 月 日~ 年 月 日	3 報告に係る期間 年 月 日~ 年 月 日							
4 埋 立 進 行 状 況	別紙1のとおり	4 埋 立 進 行 状 況 別紙1のとおり							
5 観測井水質分析結果	別紙2のとおり	5 観測井水質分析結果 別紙2のとおり							
6 放流水水質分析結果	別紙3のとおり	6 放流水水質分析結果 別紙3のとおり							
7 浸出液水質分析結果	別紙4のとおり	7 浸出液水質分析結果 別紙4のとおり							
8 廃棄物分析結果	別紙5のとおり	8 廃棄物分析結果 別紙5のとおり							

新		旧							
別紙3-2		別紙3-2							
別紙 3 — 2		別紙 3 - 2							
事業者名		事業者名							
<b>廃棄物最終処分場放流水水</b>	質分析結果	廃棄物最終処分場放流水水質分析結果							
	物質関係24~ <mark>28</mark> に係る項目)	(有害物質関係24~ <mark>27</mark> に係る項目)							
試料採取 年月日 年月 年 月 日	日 年 月 日 基準値	試料採取     年月日     年月日     年月日     基準値							
24. セレン及びその化合物		24. セレン及びその化合物							
25. ほう素及びその化合物		25. ほう素及びその化合物							
26. ふっ素及びその化合物		26. ふっ素及びその化合物							
27. アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		27. アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物							
28. 1 , 4 - ジオキサン		28. 1 , 4 - ジオキサン							
(#%	物質以外 1 ~15に係る項目)	(有害物質以外 1 ~15に係る項目)							
試 料 桴 取		就 料 垺 取							
年 月 日 年月日 年月	日 年月日 基準値	年 月 日 年 月 日 年 月 日 基準値							
1. 水素 イオン 濃度指数		1. 水 素 イ オ ン 濃 度 指 数							
2. 生物化学的酸素要求量		2. 生物化学的酸素要求量							
3. 化 学 的 酸 素 要 求 量		3. 化 学 的 酸 素 要 求 量							
4. 浮 遊 物 質 量		4. 浮 遊 物 質 量							
5. 鉱 油 類 含 有 量		5. 鉱 油 類 含 有 量							
6. 動 植 物 油 脂 類 含 有 量		6. 動 植 物 油 脂 類 含 有 量							
7. フェノール 類 含 有 量		7. フェノール 類 含 有 量							
8. 銅 含 有 量		8. 銅 合 有 量							
9. 亜 鉛 含 有 量		9. 亜 鉛 含 有 量							
10. 溶解性鉄含有量		10. 溶 解 性 鉄 含 有 量							
11. 溶解性マンガン含有量		11. 溶解性マンガン含有量							
12. ク ロ ム 含 有 量		12. ク ロ ム 含 有 量							
13. 大 腸 菌 数		13. 大 腸 菌 群 数							
14. 窒 素 含 有 量		14. 窒 素 含 有 量							
15. 燐 含 有 量		15. 燐 含 有 量							

新												旧													
川紙 5 — 1 <sup>川紙 5 — 1</sup>										_		紙 5 - <sup>紙 5 - 1</sup>	- 1												
				事美	美者名															事美	美者名				
廃棄物最系 (管理型, <u>遮断型</u> )	冬処	分	場序	至棄	物分	分析	- 結:	果		<b>-</b> ↓ <b>-</b> 1		(管理型		廃棄 <u>5型</u> )	物量	<b>是終</b>	処	分寸	昜 廃	至棄	物分	分杉	<b>介結</b>	果	
試 料 採 取 年 月 日	年	月	Ħ	年	月	日	年	月	1 2			弒	料 採	取年	月日	3	年	月	日	年	月	日	年	月日	基
廃 棄 物 の 種 類									i			廃	禹 物	Ø	種類	類									準
									1	4															値
p H										_	-	рН													
含水率									_	_	-	含水率													
熱しゃく減量										_		热しやく洞													
アルキル水銀化合物 										_		アルキルオ													
水銀又はその化合物										_	7.	水銀又はそ	の化合	物											
カドミウム又はその化合物											ħ	lドミウム又 <i>に</i>	はその化	合物											
鉛又はその化合物											金	沿又はその	)化合物												
有機燐化合物											才	有機燐化台	分物												
六価クロム化合物											7	六価クロ』	化合物												
ひ素又はその化合物											7	)素又はそ	の化合	物											
シアン化合物											દે	シアン化台	分物												
PCB											I	РСВ													
トリクロロエチレン												トリクロロ	コエチレ	·											
テトラクロロエチレン											5	テトラクロ	コロエチ	レン											
ジクロロメタン										1	3	ジクロロッ	マタン												
四塩化炭素										1	D	四塩化炭素	₹												

	新		旧								
紙5-2   <sub>紙5-2</sub>			別紙 5 — 2 <sub>別紙 5 — 2</sub>								
	事業者名		事業者名								
廃棄物最終処分 (管理型, <b>遮断型</b> )	፟場廃棄物分析結	果	廃棄物最終処分場廃棄物分析結果 (管理型, <u>L*断型</u> )								
試料採取年月日 年月	日 年月日 4	F 月 日	試料採取年月日 年月日 年月日								
		基									
廃棄物の種類		準	廃棄物の種類								
		値	i i								
1,2-ジクロロエタン			1,2-ジクロロエタン								
1, 1-ジクロロエチレン			1, 1-ジクロロエチレン								
シス-1, 2-ジクロロエチレン			シス-1, 2-ジクロロエチレン								
1, 1, 1-トリクロロエタン			1,1,1-トリクロロエタン								
1, 1, 2-トリクロロエタン			1,1,2-トリクロロエタン								
1, 3-ジクロロプロペン			1,3-ジクロロプロペン								
チウラム			チウラム								
シマジン			シマジン								
チオベンカルブ			チオベンカルブ								
ベンゼン			ベンゼン								
セレン又はその化合物			セレン又はその化合物								
1, 4-ジオキサン			1,4-ジオキサン								
ダイオキシン類			ダイオキシン類								



新	旧							
別記10号様式)	(別記10号様式)							
記第10号様式)	(別記第10号様式)							
廃棄物埋立終了届出書	廃棄物埋立終了届出書							
年 月 日	年 月 日							
千葉県知事 様	千葉県知事 様							
住 所	住 所							
氏 名	氏 名							
電話番号	電話番号							
住所 直設の閉鎖まで う間の管理予定 氏名 f及びその連絡先 電話番号	住 所   施設の閉鎖まで   の間の管理予定   氏 名   者及びその連絡先   電話番号							
一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>遮断型</u> )	一般廃棄物最終処分場 最終処分場の種類 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u> )							
改置場所	設 置 場 所							
	届出の年月日及 届 出 び 届 出 番 号 年 月 日 第 号							
引出の年月日及   届 出 ド 届 出 番 号   年 月 日 第 号								

	新	旧						
(別記12号様式) (別記第12号様式)		(別記12号様式) (別記第12号様式)						
廃棄物	最終処分場閉鎖協議書	廃棄物	最終処分場閉鎖協議書					
	年 月 日		年 月 日					
千葉県知事	様	千葉県知事	様					
	住 所	住 所						
	氏 名		氏 名					
	電話番号		電話番号					
	関係事務手続き等が終了したので、千葉県廃棄物処理施設の 指導要綱第28条の規定により協議します。		バ関係事務手続き等が終了したので、千葉県廃棄物処理施設の 5指導要綱第28条の規定により協議します。					
最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>遮断型</u> )	最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u> )					
設置場所		設置場所						
②閉鎖の措置について 汚染防止措置、火災	許可(届出) 年 月 日 第 号  面図、立面図、断面図及び構造図。 は、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制( 令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。	②閉鎖の措置について 汚染防止措置、火災	許可(届出) 年月日第号  で面図、立面図、断面図及び構造図。 には、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の には、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の になるとは発送は関いたでによるの責任体制(					
③跡地利用計画を明ら	かにする書類。	省約書称付)、他伝 ③跡地利用計画を明ら	会令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 かかにする書類。					